

令和7年度

第22回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和8年2月26日(木)  
開会14時05分 閉会16時50分

場 所 教育委員室

令和7年度  
第22回大分県教育委員会

**【議 事】**

(1) 議 案

- 第1号議案 懲戒処分の方針の制定について
- 第2号議案 大分県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- 第3号議案 大分県立高等学校における学校運営協議会の設置について
- 第4号議案 大分県立特別支援学校への学校運営協議会の設置について
- 第5号議案 大分県立夜間中学校への学校運営協議会の設置について
- 第6号議案 令和8年度大分県教育委員会の重点方針について
- 第7号議案 令和8年第1回定例県議会追加議案に対する教育委員会の意見について
- 第8号議案 大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱等について
- 第9号議案 教職員の懲戒処分について
- 第10号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 報 告

- ① 令和8年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について
- ② 未来創造プロジェクト実践交流会について

(3) 協 議

- ① 大分県文化財保護審議会委員の委嘱について
- ② 令和9年度（令和8年度実施）教員採用選考試験実施要項(案)について

## 【内 容】

### 1 出席者

教育長	山 田 雅 文
委 員（教育長職務代理者）	高 橋 幹 雄
委 員	高 鈴 木 恵 代
委 員	岩 武 茂 代
委 員	岡 田 豊 弘 敦
委 員	藤 田 敦
<b>事務局</b> 理事兼教育次長	大 和 孝 司
教育次長	山 田 誠 司
教育次長	木 村 典 之
教育改革・企画課長	鈴 木 耕 平
教育D X推進課	角 淵 達 彦
教育人事課長	神 屋 貴 志
教育財務課長	深 藏 亮 一
福利課長	佐 藤 潔
学校安全・安心支援課長	松 村 義 広
義務教育課長兼幼児教育センター所長	小 野 勇 一
特別支援教育課長	坂 本 忠 史
社会教育課長	矢 野 修
人権教育・部落差別解消推進課長	栗 本 寛
文化課長	手 嶋 義 文
体育保健課長	吉 野 賢 一 郎
教育人事課人事企画監	中 川 忠 志
教育人事課採用試験・免許管理監	吉 田 英 徳
高校教育課参事（総括）	中 川 博 至
教育改革・企画課 総務企画監	和 田 博 幸
教育改革・企画課 課長補佐（総括）	多 嶋 田 智
教育改革・企画課 主査	穴 見 ひ と み
教育改革・企画課 主事	高 田 隼 希

### 2 傍聴人

1 名

## 開会・点呼

(山田教育長)

委員の出席確認をいたします。  
本日は、全委員が出席です。

(山田教育長)

ただ今から令和7年度第22回教育委員会会議を開催します。

## 署名委員指名

(山田教育長)

議事録の署名については、高橋委員にお願いします。

## 会期の決定

(山田教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。  
会議の終了は16時25分を予定していますので、よろしくお願いします。

## 議 事

(山田教育長)

始めに、会議は原則として公開することとなっておりますが、第8号議案、第9号議案、第10号議案、協議第1号、協議第2号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第8号議案、第9号議案、第10号議案、協議第1号、協議第2号は非公開といたします。

(山田教育長)

本日の議事進行は、始めに非公開の中の教職員の懲戒処分にかかる議事を行い、その後、公開による議事、最後に残りの非公開による議事を行います。

傍聴人の方は、この後の非公開の議事の審議中は一旦退出となりますが、ご了承ください。

それでは、非公開の議事を行いますので、傍聴人は一度ご退出してください。

## 【議 案】

### 第9号議案 教職員の懲戒処分について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

まず、第9号議案「教職員の懲戒処分について」教育人事課長から説明をしてください。

(説 明)

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。  
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。  
それでは、第9号議案の承認についてお諮りいたします。  
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第9号議案については、提案のとおり承認します。

### 第10号議案 教職員の懲戒処分について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

次に、第10号議案「教職員の懲戒処分について」教育人事課長から説明をしてください。

(説明)

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。  
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。  
それでは、第10号議案の承認についてお諮りいたします。  
承認される委員は挙手をお願いします。

(採決) 全員挙手

(山田教育長)

第10号議案については、提案のとおり承認します。

(山田教育長)

それでは公開の議事を行います

### **第1号議案 懲戒処分の指針の制定について**

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

まず、第1号議案「懲戒処分の指針の制定について」教育人事課長から説明をしてください。

(神屋教育人事課長)

資料1ページをご覧ください。第1号議案「懲戒処分の指針の制定について」提案します。

説明は12ページの資料でさせていただきます。12ページをご覧ください。

まず、左上に記載している現状ですが、懲戒処分数は近年、年間10件程度で推移しており、高止まりの状況が続いています。また、免職処分数は令和3年度

から、若干ですが増加傾向にあります。

非違行為の内容については、スクール・セクハラ、体罰の他、SNSへの誹謗中傷の書き込みや、児童生徒とのSNS等による私的なやりとり、自家用車への同乗、部活動費の横領等、多様化しています。

次に、課題をご覧ください。現行の本県における懲戒処分の基準は、「飲酒運転等の悪質な交通違反行為」、「児童生徒に対するスクール・セクハラ」、「体罰」の三大非違行為のみ、処分量定が明示されており、その他の事案について、どのような行為が処分対象となるのか、処分対象となる場合、その量定がどうなるのかわからず、教職員が自分事として捉えにくい状況があります。

そこで、対応として、「懲戒処分の指針」を新たに制定し、懲戒処分の対象となる非違行為・処分量定を明確化し、「非違行為の防止」を図り、県民の信頼を確保したいと考えています。

右側をご覧ください。具体的内容ですが、「人事院の懲戒処分の指針」を基本として、「正当な理由のない欠勤、政治的行為の制限違反、セクハラ、パワハラ等の一般服務関係」、「横領、諸給与の違法支払・不適正受給等の公金公物取扱い関係」、「放火、殺人、器物損壊、一般人に対するわいせつ行為等の公務外非違行為」、「監督責任関係」について、標準例を明示しています。

また、「スクール・セクハラ」について、教員性暴力等防止法に基づいて再整理し、「体罰」については処分量定の厳罰化に加え、不適切な言動や指導について処分量定を明確化しています。

さらに、児童生徒性暴力等につながる「児童生徒等とのSNS等における私的なやり取り・自家用車同乗」についても処分量定を明確化しています。

なお、「飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係」は、現行の基準を基本にして再整理を行いました。

13ページをご覧ください。標準例を一覧に整理しています。黒フォント（文字）の部分は人事院の懲戒処分の指針と事由や処分量定が同じものです。赤フォント（文字）の部分は大分県教育委員会独自のもの、若しくは、人事院の指針と量定が異なるものです。例えば、赤フォントで、下方に記載していますが、「三児童生徒等に対する非違行為」として、わいせつ行為等、体罰等、その他SNS等における私的なやり取り等を県独自に定めています。

14ページの下の方をご覧ください。基本事項として記載していますが、具体的な処分量定の決定に当たっては、非違行為の動機、態様等に加え、加重事項や軽減事項を総合的に考慮の上判断します。

また、この標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断します。

12ページにお戻りください。施行期日等ですが、令和8年3月31日の公示、4月1日の施行としています。

最後に、実効性の担保として、「年4回の服務規律研修通知、綱紀粛正・服務規律保持の徹底通知」に、今回制定の懲戒処分の指針を添付するとともに、「服

務研修テキスト」に内容を反映させ、非違行為の防止を図っていきたいと考えています。

以上です。審議をお願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(藤田委員)

この指針の資料はホームページで公開されるのですか。

(神屋教育人事課長)

3月31日に公示し、その後、ホームページでも公開します。

(藤田委員)

これは大学の講義で使ってもよいのでしょうか。

(神屋教育人事課長)

ぜひお願いしたいと思います。

(鈴木委員)

教員養成課程の中に、このような内容はすでに含まれており、大学生の時に学んでいることだと思います。しかし、懲戒処分を受ける者は自分事として捉えていません。管理職の方に聞くと、その方は真面目に研修を受けていたとのことですが、研修が響いていないことが多いです。今までの服務規律の研修では、響いていないのではないかと思います。頑張っても勉強して教師になったのに、その職が無くなってしまいうこともあります。子どもに対する影響もとても大きいです。その重みを感じ、響くような研修を行ってほしいと思います。

(神屋教育人事課長)

不祥事を起こした時に、自分だけではなく、家族や周りの教員にも影響があり、退職手当も無くなることもあること等を、服務規律研修テキストに事例として示したいと考えています。学校によっては事例をもとにグループワークを行う研修を実施しているので、その取組も広めていきたいと思います。

(鈴木委員)

運転免許更新の際に、その後の人生への影響についての動画を見るなど、厳しい研修を受けることがあると聞いています。そのような厳しい研修も含め、研修の工夫をしていただきたいと思います。不祥事が起きると、全体が良くないと見られてしまいます。とても残念なことなので、研修の工夫をぜひお願いします。

(高橋委員)

SNS等でのやり取りについては、量定が軽いのではないのでしょうか。

(神屋教育人事課長)

頻度や内容等によっては加重し、この標準例よりも重い処分ができるようになっていきます。

(高橋委員)

昔とは違い、今は自家用車の同乗も一切駄目になっていますが、どこで問題が発生するのかという根源を考えていかなければならないと思います。不祥事の要素がどこから発生するのか、その元は何なのかを見極めた上で懲戒処分を行う必要があると思っています。

SNSは安易に投稿したことにより、犯罪になったり、悲しむ人が出たりすることがたくさんありますので、量定が軽いのではないかと言いましたが、他のことと連動した場合に、処罰が重くなるのであれば、それでよいと思います。次回、改訂する際には検討していただき、特に児童生徒に対するものの処分は厳重にしてもらいたいです。

(岡田委員)

部活動で、LINEでやり取りをすることは私的なやりとりではないのですか。

(神屋教育人事課長)

校長の許可を得ることが必要です。もし許可があっても、メンバーに管理職を入れることで不祥事に繋がらないように指示しています。

(高橋委員)

グループLINE自体は問題ないのですか。

(神屋教育人事課長)

学校が必要性を認めることが必要です。

(岩武委員)

部活動の練習場所や時間の変更などの事務連絡をするのだと思いますが、全て校長が管理することは難しいと思います。

(神屋教育人事課長)

校長だけでなく、教頭や主幹教諭が入り、事務連絡のみを行うということが考えられます。

(岡田委員)

事務連絡だけでなく、そこから部活動の指導のことに話が繋がるのだと思います。

(鈴木委員)

学校として LINE はやらない方がよいと思います。Teams を使っているはずですが、実際に先生たちがどのように行っているのかをチェックするのがよいと思います。

(岩武委員)

全て管理職が把握しなければならないとなると大変ですし、全て先生の管理の下で行うことになると、先生の業務量の問題も出てきます。処分基準は不祥事が起こった後に使うものですが、未然防止にも繋がるものだと思います。

(神屋教育人事課長)

Classi (クラッシィ) や 39 メールなどの異なる連絡ツールを導入している学校もあります。LINE などは、どうしても使わなければならない場合のみです。

(高橋委員)

緊急事態の場合は、電話をすればよいと思います。

(岩武委員)

色々なケースがあるので、必要性も含め、それを学校の先生方に話し合ってもらうのがよいと思います。

(神屋教育人事課長)

緊急対応については、別に学校にマニュアルがあるところです。個人の携帯電話を用いて連絡することは原則禁止となっています。基本的には 39 メールなどで一斉送信をします。ほとんどの先生はしっかりやっています。本当に一部の先生の非違行為で、みんなが同じように見られてしまう。それを防ぎたいと思います。

(高橋委員)

これをしてはいけないというチェックリストを作ると良いと思います。

(岩武委員)

手段と、そもそもなぜそのようなことをやってはいけないのか、ということがごちゃごちゃになっています。グループ LINE が悪いのではなくて、そこにわいせつな動画等を送ること等が悪いのです。方法論だけではなく、根本の部分が大切だと思います。

根本的な解決にならないかもしれませんが、指針の制定はとても良いことだと思います。粘り強く取組んでほしいです。がんばりましょう。

(山田教育長)

処分量定が免職のみとなっているものを見ると、議案の13ページでは、「横領、窃取、詐取」があります。14ページには、「放火、殺人、麻薬等の所持等」があります。ほとんどが免職相当でよいと思いますが、気になるのが「公金公物の横領、窃取等」です。

その下の「諸給与の違法支払、不適正受給」は減給又は戒告となっています。条文では、「故意に条例等に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。」となっています。「諸給与の違法支払、不適正受給」と「公金の窃取」はどのように違うのか、大きな処分量定の差があることが気になります。

また、鉛筆を勝手に持ち帰って使っていたことは公物の窃取に該当する可能性があると考えられますが、一律に免職になるという誤解が生じないようにする必要があります。

(神屋教育人事課長)

この指針は標準例ということなので、加重、軽減を考慮して判断することになります。服務研修テキスト若しくは取扱い要領等に、詳細を記載することが考えられると思います。

(吉住副主幹〔教育人事課〕)

実際には、基本事項にある「具体的な処分量定の決定に当たっては」の部分にある「動機や態様等」を精査し、事実認定を行っていくことになります。

また、基準ではなく指針としています。基準は、「ある事柄を判断するための尺度」となるものですが、指針は「準拠すべき基本的な方向ないし方法を示すもの」であり、基本事項の内容を確認しながら判断していきます。

(高橋委員)

指針の中では、内容を詳細に説明した部分はないのですか。具体的にわかりやすくする必要があります。

(神屋教育人事課長)

指針の中にはありません。

(岩武委員)

確かに、公物の定義等がわかりにくい部分があります。

(神屋教育人事課長)

この指針は標準例を示すものなので、取扱要領等で示そうと考えます。

(山田教育長)

検討をお願いします。

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

## 第2号議案 大分県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画 について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

次に、第2号議案「大分県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」教育人事課人事企画監から説明をしてください。

(中川人事企画監)

第2号議案、「大分県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」、説明します。内容について概要版で説明しますので、委員会資料の16ページをご覧ください。

まず、「1 計画策定の趣旨」についてです。令和7年6月に成立した給特法等一部改正法では、学校における働き方改革の一層の推進を図るため、サービスを監督する教育委員会が、文部科学省が定める指針に即して、それぞれ教育職員の「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定、実施状況の公表などが義務化されたことに伴い、本県の実施計画を策定するものです。

「2 本県の時間外勤務の現状」をご覧ください。左側は本県の県立学校教育職員の時間外在校等時間の推移をまとめたグラフであり、赤色破線が豊府中学校を含む高等学校等、緑色実線が特別支援学校となっています。

本県においても、教職員の負担軽減をはかるため、これまでも様々な施策に取り組んできました。その結果、高等学校等については令和元年は35時間を超えていましたが、徐々に減少してきており、令和6年度は27.23時間となって

います。また、特別支援学校では令和6年度13.21時間となっています。

給特法等改正法の附則では、令和11年度までに、教育職員の1ヶ月時間外在校等時間を「平均30時間程度」に削減することとされており、本県は既に達成した状況とはなっていますが、資料の右側の表にあるとおり、未だ一定の職員が45時間を超える長時間勤務を余儀なくされていることを鑑み、本計画の策定を契機として、さらに働き方改革を推進していきたいと考えています。

続いて、計画の内容について説明します。「3 計画の取組期間」あわせて「4 計画の目標指標」をご覧ください。

本実施計画の取組期間は令和8年度から令和10年度までの3年間とし、その間、一番下の欄、破線で囲んだ部分、「①1箇月あたりの時間外在校等時間」など5つの目標指標を設定し、取り組んでいきたいと思えます。なお、各項目の目標指標については、本編12ページに記載していますので、ご確認ください。

続いて、目標指標を達成するための具体的な取組について、説明します。資料17ページをご覧ください。

「5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容」ですが、取り組む内容を「(1)教育職員の適正な勤務時間管理」など6つの項目に大別し、それぞれの項目ごとに具体的な取組内容を規定しています。具体的な取組内容については、今回見直された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、本県の実情に応じて内容を整理しました。

また、取組内容の後に、緑色で【新規】としている内容、例としては(2)①及び②、(4)④などは、今回の計画で新たにに取り組んでいく内容であり、これまでの取組に加え、新規の取組により、働き方改革を加速させていきたいと考えています。

続いて「6 関連する取組、市町村教育委員会への対応」についてです。目標指標の進捗や取組状況について、毎年度開催される総合教育会議での報告やホームページ等による公表を通じて、広く県民の皆様にも進捗状況を確認していただくとともに、取組内容の見直しが必要な場合は、柔軟に対応していくこととしています。あわせて、市町村立学校については、サービスを所管する市町村教育委員会が実施計画を策定することとなっており、県教育委員会は適切な支援・指導助言を行うこととされています。このため、県計画の策定段階において、市町村教育委員会に素案等の提供を適宜行うとともに、質疑等についても丁寧に対応してきました。引き続き、必要な指導助言等を行っていきます。

最後に、本実施計画を真に実効性があるものにするため、市町村教育委員会だけでなく自治会など関係機関とも連携・協力を行いながら、学校現場の教員一人ひとりが負担軽減を実感できるよう、しっかり取組を進めていきます。

以上です。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(鈴木委員)

実施計画については、よく作成されており、非常に良いと思います。この実施計画が、学校現場の先生方の取組に活かされるように指導してほしいと思います。

先生方は、学年部や教科部などバラバラな動きがある中で、より利便性の高いICT ツールを活用するなど積極的に先生同士で情報共有して、時間外在校等時間の縮減に向けて取り組んでほしいです。先生方の意思疎通や情報共有の不足により、結果的に時間外在校等時間が長くなっている事例もあると聞いています。管理職を中心として、学校単位でしっかり取り組んでほしいと思いますし、県教委もしっかり指導し、学校現場全員で取り組んでいく体制を整えてほしいと思います。

(中川人事企画監)

校長との面談も実施していますので、その中でしっかり働きかけていきたいと思っています。

(岩武委員)

取組内容の中に3分類④などと数字が入っていますが、丸数字は何を表しているのですか。

(中川人事企画監)

資料22ページに文科省が策定した「学校と教師の業務の3分類」を記載していますが、この項目の番号と合致するように数字を入れています。

(岩武委員)

数字については、わかりました。今回の実施計画は、国の指針等に基づき、作成していると思いますので、問題はありませんが、この実施計画を策定したからといって、学校現場の負担軽減に繋がっていくとは思えません。部屋の片づけに例えるならば、ある荷物を端から端に動かすだけで、荷物自体は減っておらず、結果的に部屋は片付いていない状態と同じ感覚と思います。

本来、学校は生徒を育成し、生徒の力を伸ばす場所であり、学校の中には様々な仕事がありますが、地域や外部へ業務を移せと言われますが、業務自体は減っておらず、荷物を動かすだけの状態になっているように思います。進捗状況については、ホームページでの公開や総合教育会議で報告すると説明されましたが、益々管理職の仕事が増えていくことになると思います。ですので、これで本当に学校の負担軽減が解決していくのか疑問に感じています。教員を早く帰宅させることで児童生徒に対する教育が成立しているのか考えてしまいます。大変難しい問題だと思いますし、今やっている方向性がこれで正しいのか疑問に思います。今回の実施計画自体は、しっかり考えて作成しているので、それ自体を否定するものではありません。ただ、根本的な解決は難しいと感じます。学校がやら

なければならぬ業務をもっと絞る必要があります。学校は、学校内の活動には責任を持つが、学校外のことまで責任を持つ必要はないというような思い切った考えがないと業務改善は厳しいと思います。または、人員増や業務委託などお金で解決するかどうかです。本計画の内容には、問題ありません。

(中川人事企画監)

業務の付け替えということだけでは、学校の業務は減らないと思います。我々としても、数年前に会議や調査照会文書等の見直しを行いました。時間も経過していることから、今回再度調査を行った上で現在の状況を把握し、見直しを進めていくこととしています。

(高橋委員)

新規の項目が多くなっていると感じていますが、新規の項目はこれまでの取組のプラスアルファと考えてよいですか。

(中川人事企画監)

新規の項目については、これまで取り組んできた項目で内容を強化・充実をするものや全くの新しい取組を行う内容となっています。例えば、(5)③学校問題相談窓口の設置及び学校問題対応ガイドラインの作成については、今回新たに追加した項目となっています。

(高橋委員)

先生方の働き方改革が言われているので、先生の業務を減らして、児童生徒と向き合う時間を確保することが大切です。先生の業務量が減るのであれば、外部委託をしていくことも必要と思います。先生方の時間外勤務の原因の一つとして、保護者等からの苦情等も多いと聞くので、勤務時間外は電話対応しないなど、思い切ったことも検討していくことが必要と感じます。

(山田教育長)

今回の取組期間は、令和8年度から令和10年度までとなっていますが、必要に応じて取組期間中であっても内容等は、見直していくということによいですか。

(中川人事企画監)

はい。毎年度報告、公表も予定していますので、その際に見直しが必要であれば、柔軟に対応していきたいと考えています。

(山田教育長)

全国一斉にこの実施計画が策定されているところであり、他県の優良事例も参考としながら、対応可能な内容は直ちに取り組むなど、必要に応じてその都度実施計画は見直しを行うようお願いします。

(鈴木委員)

管理職が、前例踏襲を辞めるという判断をしなければ、業務はどんどん増えていくと思います。以前からこうなっていると、過去の校長の判断とかを一回見直さないと業務改善は進んでいきませんし、業務量は減っていかないと思います。

(高橋委員)

時代は変わっていくので、その都度仕組みも変えていく必要があります。その時代に適した仕組みとなるようお願いします。

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

### **第3号議案 大分県立高等学校における学校運営協議会の設置について**

(2課〔教育改革・企画課、高校教育課〕入室)

(山田教育長)

次に、第3号議案「大分県立高等学校における学校運営協議会の設置について」高校教育課参事から説明をしてください。

(中川参事)

大分県立高等学校における学校運営協議会の設置について説明します。県立高校においては、教育委員会規則に基づき、現在9校に学校運営協議会を設置しています。これに加え、令和8年4月からは、新たに大分市別府市以外の全ての県立高校と、大分市内4校の計19校に設置したいと考えています。

今回の学校運営協議会設置により、地域人材を有効活用した学校の魅力づくり、学校の抱える課題の解決、定員充足率の向上や働き方改革の促進が期待される所です。運営に際しては、現在設置している学校の好事例を参考にしながら、地域との連携を一層強化し、持続可能な学校づくりを進めていきたいと考えています。

以上、学校運営協議会を19校設置することについて、ご審議をお願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。  
ご質問・ご意見はありませんか。

(岩武委員)

こういった協議会の場を設置すること自体が学校にとっては大変だと思います。設置してうまく回り始めるまではしっかり学校のサポートをしていただきたいです。

(高橋委員)

設置に対して、地域によって温度差があると思うので気をつけていかななくてはと思います。その地区のキーパーソンになるような人に委員になっていただくのが良いと思うので、根回しをしっかりとっていただきたいと思います。

(山田教育長)

地域の高校のために一肌脱いでやろうといった人に委員になっていただければ、協議会がとても良いものになると思います。

(山田教育長)

他にありませんか。  
それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。  
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第3号議案については、提案のとおり承認します。

#### **第4号議案 大分県立特別支援学校への学校運営協議会の設置について**

(2課〔教育改革・企画課、特別支援教育課〕入室)

(山田教育長)

次に、第4号議案「大分県立特別支援学校への学校運営協議会の設置について」特別支援教育課長から説明をしてください。

(坂本特別支援教育課長)

第4号議案「特別支援学校への学校運営協議会の設置」について、説明します。  
48ページをお開きください。

本議案は、「1」にある「大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則」に基づき、令和8年4月より、「2」に示している日出支援学

校、宇佐支援学校、大分支援学校、臼杵支援学校及び佐伯支援学校の5校に、学校運営協議会を設置するものです。

「3 設置理由」については、背景として、特別支援学校ではこれまでも地域と連携した取組を進めてきましたが、コミュニティ・スクールを導入することでその取組を深め、共生社会の基盤形成へとつなげたいと考えています。また、業務量管理・健康確保措置の進捗、成果等を地域と共有し、学校における働き方改革の一層の推進を目指していきます。

設置の目的として、令和8年度に導入する5校では、学校運営協議会での熟議を通して、生活・就労支援の充実や地域と連携した防災体制の構築、児童生徒の学びを地域貢献へとつなげること等に取り組んでいきます。

「4 今後の予定」ですが、令和8年4月1日に協議会を設置した後、学校から学校運営協議会委員の推薦書を提出してもらいます。その後、第1回学校運営協議会を開催し、委員に任命書を交付する予定です。

なお、委員の選出については、各学校において設置の目的を踏まえて検討を進めているところです。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第4号議案については、提案のとおり承認します。

## **第5号議案 大分県立夜間中学校への学校運営協議会の設置について**

(2課〔教育改革・企画課、義務教育課〕入室)

(山田教育長)

次に、第5号議案「大分県立夜間中学校への学校運営協議会の設置について」義務教育課長から説明をしてください。

(小野義務教育課長)

第5号議案「大分県立夜間中学校への学校運営協議会の設置」について、説明します。25ページをお開きください。

本議案は、「大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則」に基づき、令和8年4月より、学びヶ丘中学校に学校運営協議会を設置するものです。

「1 設置根拠」については、同規則第2条に「教育委員会の定めるところにより、協議会を置く。」と規定されていることから、本教育委員会会議に提案しました。

「2 設置理由、委員構成」をご覧ください。(1)背景ですが、設置を行うに当たり「年齢、国籍、不登校経験など、多様な背景を持つ生徒の力を最大限に引き出すための学習支援、生活支援、言語支援が求められている」ことが挙げられます。

(2)目的ですが、令和7年度に設置した夜間中学開校支援委員会で、教育、国際交流、福祉等の専門家や自治会役員より、基本構想、教育内容等について専門的な知見を得てきました。そこで、学校運営協議会では、これらの委員を中心に地域住民を加えて組織し、その知見を活かして、生徒一人ひとりの課題に寄り添った支援を行います。また、ICTの活用や地域との連携により、多様性を認め合い、誰もが安心して学び、成長できる「地域とともにある学校」の実現を目指していきます。

(3)委員構成(案)ですが、先ほど述べたとおり、「開校支援委員会」の委員を中心に、地域住民や保護者等を加え、計13名で検討を進めています。

「3 今後の予定」ですが、令和8年4月に協議会を設置した後、学校から学校運営協議会委員の推薦書を提出してもらいます。その後、第1回学校運営協議会を開催し、委員に任命書を交付する予定です。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

委員構成ですが、地域住民はどのような方を想定しているのでしょうか。

(小野義務教育課長)

大分上野丘高校の近くに住んでいる自治委員の方に入ってください。

(高橋委員)

自治委員は2人入るのでしょうか。

(小野義務教育課長)

自治委員は1人です。現在、生徒用の駐車場で協力を得られる予定である宝戒寺の住職さんに委員として入っていただく予定です。

(高橋委員)

初めての試みでやってみないとわからない部分もあるかと思いますが、実際に入学する生徒の年齢は、何歳から何歳までになるのでしょうか。

(小野義務教育課長)

1番上の方が80代で、1番若い方が15歳です。

(高橋委員)

年齢層が幅広いので、なるべく学びやすい環境のもとで、教育活動を行っていただきたいと思います。

(山田教育長)

県立大分豊府中学校は、大分豊府高校と同様に再来年度導入するのでしょうか。

(山田教育次長)

大分豊府高校と同じ時期に協議会を設置する予定です。

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第5号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第5号議案については、提案のとおり承認します。

## **第6号議案 令和8年度大分県教育委員会の重点方針について**

(13課〔教育改革・企画課、教育DX推進課、教育人事課、教育財務課、福利課、学校安全・安心支援課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、社会教育課、人権教育・部落差別解消推進課、文化課、体育保健課〕入室)

(山田教育長)

次に、第6号議案「令和8年度大分県教育委員会の重点方針について」教育改革・企画課長から説明をしてください。

(鈴木教育改革・企画課長)

第6号議案「令和8年度大分県教育委員会の重点方針」について説明します。

ご案内のとおり、県教育委員会では、次年度の取組について、特に重点的に取り組む事項や考え方をまとめた重点方針を毎年度策定しており、各市町村教育委員会においても、各施策の推進や学校での指導に活用いただいていたところです。

来年度の重点方針案については、今年度同様、学校教育と社会教育、文化財・伝統文化、スポーツの4分野について、長期教育計画「『教育県大分』創造プラン2025」の7つの基本目標をベースに整理しました。

具体的には、長期教育計画を踏まえ、今議会に上程中の予算案において、来年度新たに計画している事業や、その他特に重点的に取り組むものなどを示しています。

主な内容について説明します。「学校教育」についてです。まず、左側、1. の一つ目の○です。小中学校における授業改善について、これまで「新大分スタンダード」の推進に取り組んできましたが、他方で、ともすれば型を設定することが目的化している例もみられると認識しています。そのため、来年度は、各授業者が単元全体を俯瞰し、学習内容や学習形態を効果的に構築できるような、「単元構想を出発点にした授業デザイン」を推進していきたいと考えています。

その下、二つ目の○ですが、今月上旬に国から、産業人材の育成などを念頭に置いた「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」が示されたところです。本県としても、これを踏まえ、県立高校改革に取り組んでいきたいと考えています。

このほか、高校における遠隔授業受信校の拡大や弱点補強動画コンテンツの提供など幅広い学力層に対応した習熟度別遠隔授業の充実や、特別支援学校との交流学习等の効果的な実践方法の構築などにも取り組んでいきたいと考えています。

続いて、右側の2. です。一つ目の○にあるように、グローバル人材の育成に向け、海外大学等との遠隔講座などに力を入れていきたいと考えています。また、地域や産業界と連携したキャリア教育の推進、情報モラル教育の推進に向けた効果的な教材や出前授業の充実にも取り組んでいきたいと考えています。

その下、3. です。一つ目の○にあるように、いじめ・不登校の未然防止・早期対応に向け、スクールカウンセラーや登校支援員の配置拡充に加え、家庭や警察等関係機関との連携強化等に努めていきたいと考えています。

また、少し飛びますが、一番下の○、来年度から本県初の夜間中学「学びヶ丘中学校」が開校しますが、コース別授業や学生サポーターの導入など個別の学習支援の充実を図っていきたいと考えています。

2枚目をお願いします。「学校教育」の4. ですが、効率的・効果的な学校支

援体制の構築に向け、高校入試における Web 出願システムの導入など校務情報化の推進に取り組むほか、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の連携強化を図ってまいります。

また、3つ目の○ですが、教職の魅力発信に向け、SNS 等を効果的に活用するほか、来年度は新たに教員採用試験を受験した大学生に対する有給インターンシップを実施するなど、教員確保対策の強化を図っていきたくと考えています。

また、先ほど承認された「業務量管理・健康確保措置実施計画」を踏まえた働き方改革や、若年期からのメンタルヘルス支援にも力を入れていきます。

その下、「社会教育」です。来年度も、O-Labo の講座充実に取り組むとともに、障害者の学びの機会充実にに向けたウェブサイト「かたろうえ大分」での情報発信強化などに取り組むと考えています。また、下から二つ目の○ですが、市町村による家庭教育支援体制の充実にに向けた伴走支援の強化のほか、最後の○、子どものスマートフォンやインターネットの利用に係るトラブル防止に向けて保護者への啓発を推進していきます。

続いて、右側、「文化財・伝統文化」分野です。各市町村が文化財の保存・活用に向けた計画を策定するにあたり、県教委として、市町村に対する伴走支援を行っていきます。また、デジタルを活用した文化財・伝統文化の保存・継承、大友氏関係文化財の魅力発信を担う子どもガイドの育成や企画展を通じた、大友宗麟生誕500年に向けた機運の醸成などにも取り組んでいきます。

その下、「スポーツ」です。質の高い地域スポーツ指導者の養成に向け、大阪体育大学と連携して研修体制を充実させるほか、トップアスリート支援の強化、さらに、競技体験機会の確保や競技団体との連携によるジュニア選手の発掘・育成に取り組んでいきます。

内容の説明は以上です。ここに掲げた取組を通じて、来年度も、変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育む「教育県大分」の創造に努めていきたくと考えています。

ご審議をお願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(岩武委員)

一番上の「新大分スタンダード」の見直しについての項目の「単元構想を出発点にした授業デザイン」という言葉がわかりにくいと思います。

(小野義務教育課長)

「単元構想を出発点にした授業デザイン」という言葉は、18市町村の学校教育課長が出席した学力検証会議の中で生み出された言葉で、県教育委員会と市町村教育委員会が共通して理解している言葉になります。この言葉が非常にわかり

にくいということで、頭の部分に単元全体を俯瞰し、学習内容・形態を効果的に構築するという言葉を入れています。これは、単元の初めから終わりまでの学びを見通した上で、どこの場面に考える活動を入れるかなど子供の学びがより深まるように組み立てるということです。

(岩武委員)

生徒に力がつくように、教材や授業の内容などいろんなことを計画的に授業デザインしてくださいということをお願いしたいのですか。

(小野義務教育課長)

おっしゃるとおりです。現状では、1時間1時間で区切って授業づくりを進めている先生方もいます。そうではなくて、単元の学習のまとまりをとらえた上で、日々の1時間の授業はあるということを伝えていきたいと考えています。

(藤田委員)

学びの最終ゴールをしっかりと見通して、今何をすべきかということとその都度考えて授業づくりをするということですよ。

(小野義務教育課長)

まずは単元の学習内容全体を理解した上で計画を立てましょうという、メッセージを込めています。

(岩武委員)

「新大分スタンダード」はわかりやすい表現が使われていたので、今回の見直しにおいても保護者の人や一般の人にもわかりやすい言葉で伝えることができたらいいと思います。

(高橋委員)

地域スポーツ指導者の養成の項目についてですが、指導者の資質として勝利至上主義だけでなく人間形成を育むという言葉があったらいいと思います。今回のオリンピックでは、勝負に負けた場合でも相手を称える態度が見られました。そういう態度も育成できるようにしてもらいたいです。

(吉野体育保健課長)

スポーツマンシップいわゆる負けても勝利者を称えるという部分の育成については、指導者の育成プログラムの中に盛り込んでいます。そういうことも含めて、資質向上という言葉で総括しているところご理解ください。

(高橋委員)

指導者の姿を見て、選手は育っていくと思いますのでよろしくお願いします。

(藤田委員)

有給インターンシップの項目についてですが、学生側にこの機会を学びの場として活用させたいと思っています。有給という言葉をあえて出す必要があるのでしょうか。

(中川教育人事課人事企画監)

有給インターンシップでは、教育現場を経験することで、将来的な離職防止という目的もありますし、勤労に対する対価を支払うことで、責任感をもって学んで欲しいというメッセージも込めています。

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第6号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第6号議案については、提案のとおり承認します。

### **第7号議案 令和8年第1回定例県議会追加議案に対する教育委員会の意見について**

(13課〔教育改革・企画課、教育DX推進課、教育人事課、教育財務課、福利課、学校安全・安心支援課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、社会教育課、人権教育・部落差別解消推進課、文化課、体育保健課〕入室)

(山田教育長)

次に、第7号議案「令和8年第1回定例県議会追加議案に対する教育委員会の意見について」教育改革・企画長および教育財務課長から説明をしてください。

(鈴木教育改革・企画課長)

第7号議案「令和8年第1回定例県議会追加議案に対する教育委員会の意見」について説明します。資料の56ページをお開きください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、知事から2月24日に開会しました、令和8年第1回定例県議会に追加提出予定の議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「令和7年度 大分県一般会計補正予算(第5号)」の議案について、教育委員会の意見を求められました。

については、57ページにある案のとおり「異議がない」旨を回答したいので提案します。説明は担当課長が行います。

(深藏教育財務課長)

「令和7年度大分県一般会計補正予算(第5号)」について説明します。資料の58ページをお願いします。

表の下から3段目に2重線で囲んでいますが、補正予算案総額は、66億2,195万5千円の減額です。

内訳は、その下のとおり、事業費が24億3,678万1千円の減、人件費が41億8,517万4千円の減となっています。事業費については、入札残など各事業の実績に伴う所要の減額を行うものです。また、人件費の減については、退職手当の見込みの減などによるものです。この結果、補正後の予算総額は、その右の欄にあるように、1,149億2,527万8千円となります。

委員会資料の59ページをお開きください。「主な補正事業の内容」欄をご覧ください。

上段の「高等学校等教育改革促進基金事業」補正額6,000万円は、公立高等学校における産業人材等の育成や多様な学びの提供に向け、高等学校等教育改革促進基金に積立を行うものです。下段の「県立学校緊急安全対策事業」補正額600万円は、暴力行為や外部侵入など子どもの安全・安心を害する事案への対策を強化するため、新たに県が定める「防犯カメラ設置に関するガイドライン」に基づき、設置要件を満たす県立学校内に防犯カメラを設置するものです。

次に、繰越明許費について、説明します。追加として、先ほど説明した補正事業「県立学校緊急安全対策事業費」ほか3事業において合計19,296千円を設定しています。

続いて、9月に承認いただいた分からの変更について「高等学校施設整備事業費」及び「支援学校施設整備事業費」において、空調設備の全国的な需要増等により、新たに合計769,613千円を設定しています。

最後に、債務負担行為補正について、説明します。県立学校給食業務委託料ほか2事業において、今年度の契約実績により事業費が減額となったため、限度額を変更するものです。

以上です。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(岩武委員)

先ほどの高等学校等教育改革促進基金の6,000万円について、もう少し具体的に教えてください。

(中川高校教育課参事)

この基金については、国主導による高校改革に係る基金で、今回の6,000万円というのは、国が示す3つの類型応じた改革を実施するための体制構築等に係る事務経費を先駆けて交付を受けるものです。

(岩武委員)

令和8年度からの本格的な予算が降りてくる前の準備段階で、この6,000万円を今年度から使ってよいということですか。

(中川参事)

そのとおりです。

(高橋委員)

補正予算で減額となっている主な理由は何ですか。

(深藏教育財務課長)

大きいもので言えば、高等学校の施設整備に係る入札で契約額が落ちるといったものがあります。

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第7号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第7号議案については、提案のとおり承認します。

## 【報 告】

### ① 令和8年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(13課〔教育改革・企画課、教育DX推進課、教育人事課、教育財務課、福利課、学校安全・安心支援課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、社会教育課、人権教育・部落差別解消推進課、文化課、体育保健課〕入室)

(山田教育長)

次に、報告第1号「令和8年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見

について」から教育改革・企画課長、教育財務課長、高校教育課参事から説明をしてください。

(鈴木教育改革・企画課長)

報告第1号について説明します。資料の61ページをお開きください。

令和8年第1回定例県議会に上程された議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「令和8年度大分県一般会計予算」など計3件、知事から教育委員会の意見を求められました。

本来なら知事への回答にあたり、教育委員会で議決していただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、「大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」第3条第1項に基づき教育長が臨時代理として処分しました。

資料62ページのとおり異議のない旨回答しましたので、同条第2項に基づき、本委員会に報告します。

議案の内容等について、担当課長から説明しますので、よろしくお願ひします。

(深藏教育財務課長)

資料の63ページをご覧ください。「令和8年度大分県一般会計予算」の教育委員会所管分について、説明します。

表の下から3段目に2重線で囲んでいますが、教育委員会計の当初予算額は、1,246億6,713万5千円です。これをその右の7年度当初予算額と比較すると、その右の欄にあるように、51億8,134万4千円の増、率にすると、4.3%の増となっています。内訳はその下にあるとおり、事業費が約15億の減、人件費は約66億の増となっています。事業費の減は、公立小中学校と県立高校生1人1台端末の更新完了(市町村立△27億、県△15億)などによるものです。人件費の増は、人事委員会勧告による給与の引上げに伴う給与費の増などによるものです。

主な事業については、次のページの「8年度当初予算案の概要」で説明します。まず、1番「遠隔教育システム構築事業」、5,889万円です。どの地域においても、生徒自らの可能性を最大限に伸ばし、個に応じた多様できめ細かな高校教育を提供するため、配信センターから地域の普通科設置校に同時双方向型の遠隔授業の実施や、夏休みなど長期休業中の特別授業を、大分市内を含む全ての普通科等設置校で実施します。

令和8年度からは新たに遠隔授業を8校で開始するとともに、基本的なつまづき克服に向けた弱点補強動画の配信を行います。

続いて、2番「県立高校未来共創事業」、4,783万9千円です。社会に求められる人材の育成と魅力・特色ある学校づくりを図るため、学校運営協議会の設置拡大や地域と連携した探究学習の企画等を行うコーディネーターの配置、市町村が行う全国募集実施校における生徒寮整備への助成など、地域との連携強化に向けた取組を推進していきます。

続いて、6番「未来を拓くキャリア教育推進事業」、717万8千円です。中学生の社会参画意識を醸成し、勤労観・職業観を形成するため、企業による職業の社会的役割や求められる資質・能力に関する出前講座を実施するものです。

続いて、8番「教員業務サポートスタッフ等派遣事業」、5億5,862万4千円です。学校教育活動の充実と教員の負担軽減を図るため、事務作業を支援するスクールサポートスタッフ及びきめ細かな指導を行う学習指導員を配置するものです。来年度は、生徒数が多く校務の負担が大きい大規模校への増配置に向けた市町村負担の軽減を行います。

最後に11番「運動部活動地域展開推進事業」、1億5,048万5千円です。教員の部活動指導の負担軽減と経験者による指導の充実を図るため、部活動指導員を配置するとともに、市町村と連携し運動部活動の地域展開等に取り組んでいきます。その下、12番の文化部活動についても同様に取り組んでいきます。

以上です。

(深藏教育財務課長)

続いて、第19号議案「大分県使用料及び手数料条例の一部改正について」のうち教育委員会所管の使用料及び手数料の内容について説明します。資料の66ページをご覧ください。

まず、「1-1 改正の背景」をご覧ください。昨今の人件費・物価上昇に伴い、サービス提供に必要な経費が増加傾向であることから、全使用料・手数料の一斉検証を行いました。

次に、「1-2 検証結果と改正概要」をご覧ください。検証の結果、九州各県で統一単価を設定している手数料を除いた411件の使用料及び手数料を改定することとしました。

「1-3 主な改正内容」をご覧ください。教育委員会所管の使用料・手数料については、7件の使用料を改定することとしており、県予算への影響額は、2,352千円となっています。

表の1番上、武道スポーツセンターについてですが、センター使用料やトレーニングルーム使用料などにおいて経費の増額を反映した結果、施設全体で1,395千円の影響を見込んでいます。以下6施設においても同様の考え方により改定を予定しています。

続いて、「2 事務の新設」をご覧ください。設置を進めている県立学校の体育館空調設備について、学外の体育館利用者が使用する場合の使用料を新設するものです。単価設定については、空調設備に係る電気代実績から時間当たり単価を算出しており、1時間当たりで高等学校では2,260円、特別支援学校では1,120円を新設する予定です。施行日はいずれも令和8年4月1日を予定しています。

以上です。

(中川高校教育課参事)

「大分県高等学校等教育改革促進基金条例の制定」について、説明します。資料67頁をご覧ください。

令和7年度国補正予算において、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」に沿った緊要性のある取組について、基金により先行的に支援することが示されました。本県においても、高校教育改革を推進し、新時代を担うエッセンシャル・ワーカーや理数系人材等を育成するため、改革を先導する拠点を創出することを目的とした、大分県高等学校等教育改革促進基金を設置するものです。

基金の概要についてです。基金は二つの補助金で構成されています。まず(1)基盤的支援に係る補助金です。改革を実施するための体制構築等にかかる経費が対象で、上限6千万円となっており、1月27日付けで交付内定を受けています。次に(2)抜本的改革支援に係る補助金です。国が提示した3類型に応じたパイロットケース創出のための補助金で、こちらが主たる補助金となります。

今後のスケジュールですが、3月上旬に基盤的支援に係る交付決定、5月中旬に抜本的改革支援に係る公募申請を行う予定です。なお、基金の造成に係る経費6千万円を2月補正予算において追加提案予定です。

最後に、国が提示している3類型について説明します。1つ目は「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援」です。地域産業や生活基盤を支える専門的な人材の育成に重点を置き、探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学びを実現するものです。

2つ目は「理数系人材育成支援」です。理数的素養を身に付けつつ、自ら問いを立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた文理融合の学びを実現するものです。

3つ目は「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」です。人口減少地域に魅力ある学びの選択肢を増やすため、地域の教育資源を活かした学びや、遠隔授業を活用した学びの提供を実現するものです。

国が提示しているこの3類型に応じた改革先導拠点について、大分県においても3拠点程度設定し、その取組・成果を県内の高校へ普及していきたいと考えています。

報告は以上です。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(鈴木委員)

先日の長期計画のプラン推進委員会で、事業費と人件費を分けたほうがいいのではないかと、発言したのですが、やはり人件費が一番ウェイトを占めていて、事業費がこれで十分なのかというのが一番心配です。こういう見せ方をしていないとわかりません。農林水産部や土木建築部だと、公共事業が内いくらという記

載があります。県全体の予算で見たときに、教育委員会の金額が一番多いものの、事業費として使えるお金はそこまで大きくないので、少しでも枠が取れるようにしてほしいです。

施設の充実や子どもが学ぶ環境がしっかりと充実しているかは、大分県にとっては存続の意味もあると思います。

(高橋委員)

人づくりが今から一番お金がかかってくると思いますので、もっと事業費を取ったほうがよいと思います。

(深藏教育財務課長)

必要な事業については、当然こちらからも要望していきます。

(岩武委員)

11番の「運動部活動地域展開推進事業」について、部活動指導員1人あたりの報酬は、どのくらいでしょうか。

(吉野体育保健課長)

1時間あたり1,600円と国が定めており、これを国、県、市町村で3分の1ずつ負担しています。

(藤田委員)

66ページの体育館の空調設備使用に係る、学外の体育館利用者の線引きはどうなっているのでしょうか。1人でも学内の方がいれば徴収しないことになるのでしょうか。

(山田教育長)

学校教育活動で使う場合、使用料は関係ありませんが、学校教育活動以外で体育館を使う場合は、利用者が生徒であっても使用料を徴収します。

(高橋委員)

減免などもありますが、ある程度の条件が揃っていないと適用されないのでしょうか。

(深藏教育財務課長)

施設の目的外使用にあたって、公益性が高ければ減免となります。

## **② 未来創造プロジェクト実践交流会について**

(2課〔教育改革・企画課、義務教育課〕入室)

(山田教育長)

次に、報告第2号「未来創造プロジェクト実践交流会について」義務教育課長から説明をしてください。

(小野義務教育課長)

「未来創造プロジェクト実践交流会」について、報告します。資料68ページをご覧ください。

「未来創造プロジェクト」は、地域の行政機関や産業界の方々と中学生が連携し、地域の課題解決に向けて、実際に学校外で行動するといった取組です。生徒一人ひとりが、自分の役割や将来について考え、地域に貢献する態度を育成することを目的としており、令和5年度からスタートし、今年度が最終年度となります。

下段の実践校と内容等をご覧ください。①の耶馬溪中学校では、防災食を開発して販売したり、防災対策の仕方を学び地域に発信したりと、地域の防災意識を高めるための取組を行っています。校内では、すでに、来年度の取組が計画されており、本事業が継続的な学習の充実につながっています。

②の山香中学校と③の野津中学校、④の緑ヶ丘中学校は、企業と連携して、商品開発、地域ブランドの開発に挑戦しています。

⑤の米水津中は、パンフレット作成など、地域理解を深める取組を行っています。3年間の継続した取組が認められ、今年度、文部科学大臣表彰を受賞しています。

⑥の日田南部中は、学校の茶園を活用して緑茶を製造し、地域の方との茶話会を開催しています。中学生が主体となって、地域の方とのふれあいの場を提供する、まさに、地域に貢献する態度を育成する取組となっています。

資料69ページをご覧ください。1月31日に、この実践校6校が一堂に会し、実践交流会を開催しました。(1)は、ステージ発表の様子です。(2)は、実際の制作物を準備し、学校ごとにPRを行っている様子です。下段には、参加者の感想を掲載しています。

生徒の感想では「地域の笑顔のために今からできることを考え、頑張りたい。自分たちの地域の良さをもっと広めていきたい。」などの声があり、生徒の社会参画を促す本事業の成果と考えています。

なお、来年度からは、中学生の職業観や勤労観を形成するため、様々な業種の講師を中学校に派遣し、職業講話を行う、新規事業を実施します。県内指定企業等の講師(約20名)による職業講話と、事前・事後の探究的な学習を通して、生徒が自分の将来の夢や目標について、主体的に考える機会を提供します。来年度4月から参加校の募集を開始し、6月以降、県内各地で18回の開催を予定しています。

報告は以上です。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(山田教育長)

良い取組なので、何らかの形で継続できないでしょうか。

(小野義務教育課長)

3年間の事業でしたが、耶馬溪中学校ではすでに次の年間計画を立てており、南部中学校では学校の「地域貢献プロジェクト」として位置付けられているなど、持続可能な取組となっていると思います。事業は終了しますが、今後も各学校は自走していけるのではないかと考えています。

(山田教育長)

実践交流会などの見てもらう場は、大切にしてほしいと思います。

(高橋委員)

報告にあったような高校生が中学生に教えるなどの、連携の取組が大切だと思います。

(小野義務教育課長)

米水津中学校が佐伯豊南高校で学習したことで、中学生が大きな成長を実感していました。中高の連携の大切さを感じています。

(高橋委員)

中高連携の取組は高校の人員確保においても重要ではないかと思っています。

(山田教育次長)

高校の魅力化推進事業がありますが、このような取組は、高校側にとってもその事業を活用する材料にもなります。

(高橋委員)

ぜひ、このような連携を密にしていきたいです。

(山田教育長)

素晴らしい事業ですので、ぜひ今後につなげてほしいと思います。

(山田教育長)

先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かありますか。

(山田教育長)

では、非公開の議事を行いますので、傍聴人は退出してください。

## 【議 案】

### 第8号議案 大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱等について

(2課〔教育改革・企画課、文化課〕入室)

(山田教育長)

それでは、第8号議案「大分県先哲叢書編さん審議会委員の委嘱等について」文化課長から説明をしてください。

(説 明)

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。  
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。  
それでは、第8号議案の承認についてお諮りいたします。  
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(山田教育長)

第8号議案については、提案のとおり承認します。

## 【協 議】

### ① 大分県文化財保護審議会委員の委嘱について

(2課〔教育改革・企画課、文化課〕入室)

(山田教育長)

次に、協議第1号「大分県文化財保護審議会委員の委嘱について」文化課長から説明してください。

(説 明)

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めていきます。

## ② 令和9年度(令和8年度実施)教員採用選考試験実施要項(案)について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

次に、協議第2号「令和9年度(令和8年度実施)教員採用選考試験実施要項(案)について」教育人事課採用試験・免許管理監から説明してください。

(説 明)

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めていきます。

(山田教育長)

最後にその他、何かありますか。

(山田教育長)

それでは、これで令和7年度第22回教育委員会会議を閉会します。

ありがとうございました。